

## 令和7年度林業専用道（規格相当）金城293号線開設工事に関する回答書

公益社団法人 島根県林業公社

質問①（木製構造物施工計画の別表および木材使用の有無）

特記仕様書内に「別表『木製構造物施工計画（予定）』に示す木製構造物の施工を計画している」との記載がございますが、配付された図書一式の中に該当する別表が見当たりません。

また、設計図面上では木製構造物に「×」の記載があり、中止と読み取れます。本工事において木製看板枠、バリケード等を含め、木材の使用は無いものと理解してよろしいでしょうか。

回答①

本工事には木材使用はありません。

なお、工事看板等については、「島根県産木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、可能な範囲で木材利用をお願いします。

質問②（入口ゲートの管理および交通誘導員の配置）

施工条件書の安全対策関係について確認させてください。

本工事は林業専用道の開設工事であり、施工時には入口ゲートを經由して工事車両が出入りすることになります。ゲートは開放したままでの施工が可能でしょうか。それとも、車両通過の都度閉鎖する必要がございますでしょうか。

閉鎖が必要な場合、交通誘導員の配置が必要と考えますが、その取扱いについては受注後の協議で対応する認識でよろしいでしょうか。

回答②

入口ゲートの具体的な鍵の借用方法や開放条件等は、受注者決定後、施設管理者と協議することとなります。

工事の内容からみて、現在のところ交通誘導員の配置については考えていません。

質問③（伐採木搬出先の土場位置および伐採の見積対応）

特記仕様書において「国有林内の立木は国有林内の土場へ搬出・はい積みを行う」と指定されておりますが、平面図上に当該土場の位置が明示されておられません。

土場の具体的な設置位置または選定の考え方についてご教示ください。

また、見積参考資料において伐採費用が県に定めのない単価として計上されておりますが、当該単価は事前に見積を取得されたものでしょうか。取得されている場合、その歩掛をご提示いただけますでしょうか。

### 回答③

国有林の立木伐採木のはい積み位置は、受注者決定後、国有林管理者と協議の上決定することとしております。なお、運搬距離は500mを想定しています。

伐採費は事前に見積を徴取したのですが、㎡当たりの単価のみの見積となっています。

### 質問④（No. 43 付近の盛土調整と設計変更）

土量計算書の末尾に「▲743.5m<sup>3</sup>はNo. 43 付近で調整（盛土）」と記載されておりますが、調整の結果、数量の増減が生じた場合は設計変更で対応するという認識でよろしいでしょうか。

### 回答④

数量の増減が生じた場合は、設計変更協議の対象とします。

### 質問⑤（掘削工の土質区分および岩盤出現時の対応）

工事数量総括表において、掘削数量8,660m<sup>3</sup>は全量「土砂」として計上されておりますが、延長1,000mの山間部路線であることを踏まえ、積算の根拠となる地質調査の実施状況および地質データの有無についてご教示ください。

また、施工中に軟岩等が確認された場合、設計変更で対応可能かご教示ください。

### 回答⑤

地質調査は実施していません。また、地質データもありません。

施工中に軟岩等が確認された場合には、設計変更協議の対象とします。

### 質問⑥（流用土の運搬条件）

見積参考資料において、流用土等の運搬条件が「ダンプトラック10t L=320～520m」で計上されておりますが、No. 43付近への余剰土（▲743.5m<sup>3</sup>）の運搬を含め、土量配分計画の前提条件についてご教示ください。

また、土質によりダンプトラックでの運搬が困難な場合、別途機械による運搬への設計変更について協議により対応いただけるかご教示ください。

### 回答⑥

別添マスカープ及び運搬土量総括表により運搬距離を算出しております。

なお、マスカープ作成に当たっては、余剰土は考慮していません。

林業専用道（規格相当）の開設工事に当たっては、島根県の規定により「ダンプトラック運搬」とされており、原則として設計変更の対象としない方針です。

質問⑦（民有林内の伐採木の集積運搬および残置場所）

特記仕様書において、民有林内の伐採木（対象面積 6,917m<sup>2</sup>）は「監督職員と協議のうえ、工事後において搬出が可能な場所へ残置すること」と指定されております。

残置のためには伐採木の集積・運搬作業が必要となりますが、当該作業費用の積算上の取扱いについてどのようにお考えかご教示ください。

また、残置場所は受注後に決定するという認識でよろしいでしょうか。

回答⑦

民有林内の伐採木は、原則、伐倒・玉伐りをし計画路線沿いに残置することとしており、積算上もその見積となっています。

質問⑧（施工内訳表（歩掛）の提示）

見積参考資料において、掘削工、盛土工、路盤工などの主要工種について施工内訳表（歩掛）が添付されておりません。

島根県が HP で公表している単価は承知しておりますが、公表されているのは単価のみであり、その積算根拠となる歩掛の内容が確認できません。

本工事は島根県の積算基準に則って積算されているという認識でよろしいでしょうか。

また、積算基準によらない項目がある場合、別途見積等により単価を設定されているのかご教示ください。あわせて、当該項目の施工内訳表（歩掛）をご提示いただけますでしょうか。

回答⑧

本件の土工事等は、島根県から示された単価を用い積算しています。施工内訳については、島根県が公表していないため、公社から提示することは出来ません。

なお、積算基準によらない項目がある場合は見積等による設定となります。

質問⑨（実施設計書の諸経費体系）

配付されている実施設計書について、適用されている諸経費体系をご教示ください。

回答⑨

見積参考資料に率は表示していますが、具体的には下記のとおりです。

直接工事費	・・・①
準備費（伐採費）	・・・②
共通仮設費（率分）	・・・③＝①×0.107
共通仮設費計	・・・④＝②＋③
純工事費	・・・⑤＝①＋④
現場監督費	・・・⑥＝⑤×0.21
社会保険料等	・・・⑦＝⑤×0.18
工事価格	・・・⑧＝⑤＋⑥＋⑦

質問⑩（掘削土の運用および仮置き場の確保）本工事では流用土の運搬がダンプトラックで計上されておりますが、掘削工の着手から盛土施工箇所まで当初計画にあるダンプ運搬が可能な状態になるまでの間、掘削土の一時的な仮置きや場内での運用が必要になると考えます。

掘削土の取り回しおよび仮置き場の確保についてどのようにお考えかご教示ください。

回答⑩

掘削土の取り回し等については、現在のところ想定していません。

質問⑭（ダンプトラック回転場の確保）流用土の運搬がダンプトラックで計上されておりますが、図面上からダンプトラックの回転場に相当する場所が読み取れません。林業専用道の幅員ではダンプトラックの転回は困難であり、回転場の設置は不可欠と考えます。回転場の設置について、協議により設計変更で対応するという認識でよろしいでしょうか。

回答⑭

現在の設計では回転場に相当する場所は想定しておりません。必要に応じ協議願います。

質問⑫（歩掛単価の乖離）島根県の治山林道工事の積算基準では、片切掘削の単価は概ね 1,050 円/m<sup>3</sup> 程度と認識しておりますが、本工事の見積参考資料ではバックホウ 0.7m<sup>3</sup> による掘削が 243 円/m<sup>3</sup> で計上されており、大きな乖離がございます。

その他の工種についても歩掛単価に同様の乖離が見受けられます。当該単価の積算根拠についてご教示ください。

**回答⑫**

本件の土工事等は、島根県から示された単価を用い積算しています。